

# 介護保険制度と障がい者福祉の 関係について

～「新高額障害福祉サービス等給付費」と「共生型サービス」を中心に～

一般財団法人  
高松市身体障害者協会 壮青年部  
田村 遊  
(社会福祉士相談所 LOVE 代表)  
(2026.4.26)

# 講師の紹介

氏名:田村 遊(たむら ゆう)

市身障協会 二番丁分会, 壮青年部所属(※伏石町在住)

1983年(昭和58年)8月18日生まれ(満42歳)

障害名:脳性麻痺(肢体不自由)

立位・歩行が不安定。指先にも若干の麻痺あり。発達障害グレーゾーン。

聞き取りがかなり弱い(※聴覚障害には該当しないけど、中等度難聴レベル。)

正直、言語障害がある方との会話は苦手。でも、回数を重ねるうちに慣れていきます。

趣味:日帰り旅行や食事会、アルコールが大好き☆邦画観賞や将棋も趣味(対局しましょ♪)

資格:社会福祉士, 初級パラスポーツ指導員(身体動かし辛いけど、スポーツも好きです🎵)

# 身体介護が必要な方に対する2つのサービス ～介護保険サービスと障害福祉サービス～

制度名	介護保険サービス	障害福祉サービス
根拠となる法律	介護保険法	障害者総合支援法【略称】
対象者の概略	原則65歳以上の 要支援・要介護認定者	障害支援区分の判定を 受けた者
<u>サービス利用時における費用負担の概略</u>	所得に応じて利用料の 1～3割 ※生活保護受給者は自 己負担なし	原則1割負担だが、世帯の所得 に応じて負担上限額が認定さ れ、自己負担がない場合もある。
保険料負担	あり	なし

# 障害福祉サービス利用者が65歳になったら？

## ～介護保険優先原則～

- 65歳以上の方が**障害福祉サービスと介護保険サービスの両方を利用できる場合、介護保険サービスが優先される**というルール。
- 根拠
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」
- (平成19年3月28日 厚生労働省 障害福祉課長通知)
- ※つまり、大きく2つの課題が発生することになる…。
- ①自己負担額が増加(発生)する可能性
- ②障害福祉サービス事業所から、介護保険サービス提供事業所へ、利用する事業所を変更する必要が生じる。

# 自己負担への対応 新高額障害福祉サービス等給付費

- 概要
- 65歳に達する日前5年間、特定の障害福祉サービスを利用していた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した特定の障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担が、申請することで払い戻される制度。

# 新高額障害福祉サービス等給付費 ～申請条件～

- ※原則、以下の4項目全てに当てはまっていること。
- ①65歳に達する日前5年間に、特定の障害福祉サービスの支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービスを利用すること。
- ②利用者の方とその配偶者の方が、当該利用者が65歳に達する日の前日に属する年度において市民税非課税者又は生活保護受給者等であったこと。
- ③障害支援区分が区分2以上であったこと
- ④65歳に達するまで介護保険法による保険給付をうけていないこと

# 新高額障害福祉サービス等給付費 ～申請条件①について～

- 65歳に達する日前5年間、以下4サービスのいずれかを利用していたこと。
- ○居宅介護, 重度訪問介護, 生活介護, 短期入所
  
- 介護保険制度移行後、以下5サービスのいずれかを利用していること。
- ○訪問介護, 通所介護, 短期入所生活介護, 地域密着型通所介護,  
小規模多機能型居宅介護

**注意！！**

申請に係るサービス提供月の翌月の1日から5年を過ぎると、時効により給付を受けることができなくなる。

# 新高額障害福祉サービス等給付費 ～申請条件②について～

- 申請者とその配偶者の方が、市民税非課税者又は生活保護受給者等であること
- ※「当該利用者が65歳に達する日の前日に属する年度(65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合にあっては、前年度)において」の例
- 例①65歳の誕生日が2026年8月18日の場合
  - →前日は2026年8月17日なので、2026年4月1日～2027年3月31日
- 例②65歳の誕生日が2026年4月26日の場合
  - →前日は2026年4月25日なので、2025年4月1日～2026年3月31日
- 例③65歳の誕生日が2026年7月1日の場合
  - →前日は2026年6月30日なので、2025年4月1日～2026年3月31日

# 新高額障害福祉サービス等給付費 ～申請条件③, ④について～

- 障害支援区分が区分2以上であったこと

「障害福祉サービス受給者証」を確認すれば解る。

- 介護が必要になった理由が特定疾病ではないこと。

(特定疾病による利用で65歳より前に利用し、負担増…対象外)

※介護保険サービスは原則65歳から利用することが可能だが、介護が必要になった理由が「特定疾病」(16種類)による場合は、40歳以上から利用することが出来る。

(例:「初老期における認知症」,「パーキンソン病関連疾患」,  
「脳血管疾患」等)

# 高松市による申請支援

- 本来は、制度の対象となる方が、自ら制度についての情報を得て申請を行う事が原則。
- しかし、自分が対象者かどうかを判断することは困難であることから、高松市では対象と見込まれる方に、支給見込み額、支給申請書及び制度の概要を送付することにより、申請の「勧奨」を行っている。
- ※勧奨…そうすることはよい事だといって積極的に勧めること。

# 『介護保険優先原則』の例外 ～例外となる4つの事由～

- ①介護保険サービスに相当するサービスがないもの  
(自立訓練, 就労移行支援 等)
- ②介護保険制度で認められる支給時間等が障害福祉サービスより  
少なくなる場合
- ③介護保険サービスを提供してくれる事業所等が身近にない、又は  
空きがない場合。
- ④要介護認定申請の結果、「非該当」判定となった場合等、規定上  
介護保険サービスを利用することが出来ない場合。

# 『介護保険優先原則』の例外 ～大切な規定～

- 自治体は、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容や利用意向を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。
- 逆に言えば…。利用者も自分が利用している具体的な支援内容や利用意向、困りごと等をしっかりと自治体に伝えることが大切ということ。
- モヤモヤを抱えたまま、それを伝えずに言いなりにならないこと。
- 言い分を通すことより大切なことは、言い分をきっちりと伝えること。

# 事業所変更への対応 共生型サービス

- 「障害福祉サービス事業所」と、「介護保険サービス提供事業所」は、別の法律に基づく別の制度。
- そのため本来は、介護保険サービスを利用するようになった場合には、障害福祉サービス事業所との契約を終了(解除)させて、新たに介護保険サービス提供事業所と契約を締結する必要がある。
- 利用者の立場からすると、同じようなサービスを利用するにも関わらず、契約解除と契約締結を行わなければならないという手間が生じる上に、これまで慣れ親しんだ事業所での支援を受けることが出来なくなってしまうという課題が生じる。
- そのため、2018年に『**共生型サービス**』という特例が作られ、自治体から指定を受けた事業所に限り、同じ事業所で、「障害福祉サービス」と「介護保険サービス」の両方を提供することが可能になった。
- ※どの事業所が共生型サービスを実施しているかについては、自身が利用している障害福祉サービス事業所に確認するか、高松市の障がい福祉課又は介護保険課に確認のこと。

# 当事業所について

- 2024年4月1日開設の個人事業所(スタッフは代表者のみ)
- 代表者(本研修講師)は社会福祉士であり、身体障がい当事者。
- 社会福祉に関する相談に分野を問わず対応する
- 営業日や時間はあえて定めず、当事業所と顧客とで相談の上、互いに納得した上で相談に当たらせて頂く。
- 対象は香川県内在住の方。訪問相談にも対応する。

※当事業所HPアドレス

<https://lovesocialworker.com/>

[社会福祉士相談所 LOVE | 福祉は愛 !\[\]\(2020723f97c3fe13d8ecf52b30807736\_img.jpg\)](https://lovesocialworker.com/)